

候。依而御家中等入門いたし候儀不苦候條、此段一統に寄々可申談旨被仰出候事。

八月

右之通り舊藩執政席より達しけりといへ共、日々時勢變遷して、翌七年正月城南柿木島篋庫の地に火術方の役所を造營せられ、同年夏頃落成して壯猶館と號し、此の館舎に於て火術執心の生徒を募り、火術の傳法も一變したる爲め、高麗流の小川氏傳法を廢止せりといへり。

○横山氏舊邸

元祖山城守長知は、初め城中三の丸に居住し、後新丸に移住す。故に昔は横山氏を新丸家と呼べりと云ふ。然るに元和六年本丸火災に付き、新丸の邸宅に利常卿假居し給へり。故に此の時横山氏下邸へ退去せし由、三壺記に見えたり。さて城内の諸士城外へ移轉の頃、横山氏小立野廣坂高本多安房居邸の向、今の金澤神社の地邊を居邸となし、爰に居住ありしかど、元祿九年綱紀卿の命に依りて此の地を退去し、材木町口横山氏下邸の地邊へ移轉せり。故に元祿六年の土帳に、横山左衛門居宅本多安房守向と見え、享保

九年の土帳に横山大和守材木町。とあり。材木町の向寄りしゆゑ材木町と載せたるなるべし。按するに、改作所舊記に、

覺

一、二千八百八拾三步三尺三寸
横山山城守居屋敷
替地并道歩水通歩共
右牛坂村領之内、元祿十五年十一月十五日御普請會所にて打渡す。

上野組留帳に有之。

右の覺書にて見れば、元祿九年に移轉の命ありしかど、轉地せしは十五年の冬ならんか。扱是より數代爰に居住ありしかど、明治廢藩置縣の際退去して空館と成りしを、陸軍營所の分營となし、舊館を其の儘存せしかど、明治十二年建物を悉く取毀ちたりとぞ。

○上坂橋

金澤橋梁記に、上坂橋横山山城門前。とあり。此の橋は横山氏の前なる江川の橋にて、上坂氏の邸地の前なる故に、上坂橋と呼びたるもの也。

○馬場先

據事集錄に載せたる享保八年七月九日の伺書に、横山監物馬場先とあり。監物は長知五世孫、大和守貴林叙爵前の通稱也。横山氏邸地の横通りを馬場先と呼べり。調馬場を横山氏造り置かれしゆゑ、世人呼びそめたるものなるべし。明治四年戸籍編成の時、馬場先と呼び來れる一町をば、馬場崎町となしたり。馬場先は馬場前のよしなれば、馬場崎と文字を改めたるはいかゞなり。

○横山氏下邸跡

三壺記に、慶長十九年利長卿高岡にて薨逝、北の御方も御ぐしおろさせ給ひて、玉泉院殿と號し奉る。頃て金澤へ御引越被成、當分横山大膳屋形へ被爲入、大膳は下屋敷に住居有之。とあり。右下屋敷は即ち後々の下邸ならんか。按するに、横山大膳は則ち長知なり。慶長十九年利長卿薨去の前、故ありて流浪の身と成り、江州坂本に寓居し、叡山に隠居して、横山道哲と稱し剃髮せしを、同年の冬大坂出軍に付き、利常卿越前淺生津にて横山道哲を召出し、復仕の命ありて、家祿元の如く二萬七千石を賜はり、翌元和元年大坂夏陣に戦功を顯し、同年閏六月叙爵して山城守に任

じ、三千石加恩ありて三萬石を賜はりたり。されば金澤にて下邸を賜はりしも復仕の後なるべし。十二冊定書に、享保十七年横山大和守下屋敷續、牛坂村領之内四千歩許相渡り、がけの方空地出來之處、二千歩許請地に相成。と普請會所部に見えたり。今上鶴間町とす。

○横山氏家士齋藤内藏助傳

元和二年武功書に云ふ。二百石齋藤内藏助、生國越前に而、信長之御代越前大野郡金森法印へ被下砌、法印へ奉公に罷出。然處北袋と申所に、國之半人一揆共申合、大野郡之内放火可仕由にて、堺目矢戸山と申高山に、多人數を以取籠に付、日根野備中・同彌次右衛門兩將に而及合戰、我等も其手に有合、首二つ討取、一人は組討に仕たり。右の様子、櫻井五右衛門と申仁今に有之存知候。又大野にて原殿家中に辻彌助と申者心替仕處に、金森出雲被聞付、彼者宿へ自身被懸寄、家を取巻被申間、我等も相働、三ヶ所深手を負ふといへども、終に切倒し、其内三人手負有之。右之様子長屋平左衛門被存知候。又大野にて、知行之堺目を波多野新太郎と申仁と争ひ、我等兄弟三人奉行を仕。新太郎方